
令和6年度

山梨県高次脳機能障害支援者養成研修／実践研修開催要領

1 目的

本研修は障害福祉サービス事業所等に従事する支援者が高次脳機能障害に関する知識やその障害特性を理解し、地域の関係機関と綿密な連携が可能になることで、支援の質やサービス内容の向上を図ることを目的とします。

2 実施主体：山梨県

3 研修実施機関：相談支援ネットワークやまなし

4 対象者

次の①、②をいずれの要件も満たす者

①山梨県高次脳機能障害支援者養成研修基礎研修修了後、3年以内の者

②所属長の推薦がある者

5 定員：約50名

6 日程及びカリキュラム：

・講義および演習（集合形式） 計760分

・開催日程：令和6年12月23日（月）～12月24日（火）まで

・開催場所：大木記念ホール（笛吹市石和町四日市場1799）

※研修形態や日程、場所等の変更、その他お知らせは、相談支援ネットワークやまなしのホームページで案内します。

7 受講申し込み

・申込先：相談支援ネットワークやまなし（研修実施機関）

・申し込み方法：相談支援ネットワークやまなしホームページに掲載の令和6年度高次脳機能障害支援研修実践課程受講申し込みリンクから申し込む。

※別添「高次脳機能障害支援者養成研修受講までの流れ」を参照にしてください。

・申し込み期日：令和6年10月17日（木）まで 厳守

※期日を過ぎての申し込みは受け付けません。

・注意事項：

※申し込みは、必要事項を漏れなく、正確に入力してください。

※身体に障がいがある等の理由で受講への配慮が必要な方は事前に研修実施機関に相談してください。

※参加を取り消す場合は、速やかに研修実施機関に連絡してください。

※申し込み内容に虚偽が判明した場合は受講を取り消す。また研修終了後に判明した場合は修了を取り消します。

8 受講決定通知：受講の可否を記載した通知を自宅に送付します。

9 受講料： 5,000円（資料代を含む）

※納入方法は「山梨県収入証紙」で納入してください。

（納入方法の詳細は、受講決定通知に案内を同封する）

※納入された受講料は、いかなる理由でも返金及び翌年度への持ち越しはできません。

※研修会場までの交通費及び宿泊費等は、受講者の負担とします。

10 修了証明書の交付

（1）山梨県高次脳機能障害支援養成研修の全ての科目を受講し、修了評価において基準に達していると認められた者に、修了証書を交付いたします。

（2）次に該当する場合は、該当科目を修了したことを認めません。

①遅刻や早退、途中退席した者。

②研修受講態度が不良な者

・研修の進行を妨げる行為を行った者

・講師等の指示に従わない者

・研修会場に迷惑をかける行為を行った者

③研修中、講師から求めがある課題等を提出しない者

④秘密保持義務を守らない等、義務や倫理を損なう行為を行った者

11 受講にあたっての留意点

・研修中の録画・録音・撮影は講師の許可がある場合を除き禁止させていただきます。

・感染症蔓延防止の観点から、健康状態の申告、マスクの着用、検温等、研修実施機関が指示する感染対策に従ってください。

12 個人情報について

・本研修の申し込み、提出書類に記載された個人情報については、適正に管理を行い、山梨県高次脳機能障害支援研修修了者名簿の管理および研修修了証交付等の業務に使用いたします。

13 その他

- ・研修に係る諸連絡、緊急の連絡事項等は、相談支援ネットワークやまなしのホームページで周知いたします。【<https://sny2022.jimdofree.com/>】

問い合わせ先

- ・研修に関すること……………相談支援ネットワークやまなし
Tel:055-277-1198 事務局 飯室
- ・修了証書の交付、名簿登録に関すること…………山梨県健康増進課心の健康担当
Tel:055-223-1495 柴田